

## 中分類 34——般機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される。機械の中に組みこまれているか、または、容易に取りはずすことのできるような原動機で動かされる機械類は民生用電気機械器具を除いて本分類に含まれる。

また、動力付手持工具、可搬式工作機械類はここに含まれるが、手道具は中分類33—金属製品製造業〔3323〕に分類される。

#### 小分類 細分類 番 号 番 号

##### 341 ボイラ、原動機製造業

###### 3411 ボイラ製造業

主としてボイラおよび付属品を製造する事業所をいう。

主として加熱用としての温水かんを製造する事業所は中分類33〔3343〕に分類される。

○工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業  
×温水かん（缶）製造業〔3343〕

###### 3412 蒸気機関、タービン、水力タービン製造業（舶用を除く）

主として蒸気機関、蒸気タービン、水車および水力タービン、ガスタービンを製造する事業所をいう。

主として機関車の製造、改造をおこなう事業所は中分類36〔3621〕に、ターボゼネレータは中分類35〔3511〕に分類される。

○蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水力タービン製造業  
×機関車製造業〔3621〕；ターボゼネレータ製造業〔3511〕

###### 3413 はん用内燃機関製造業

主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。

主として自動車用および自転車用エンジンを製造する事業所は中分類36〔3613〕に、舶用機関を製造する事業所は中分類36〔3644〕に、航空

## 中分類34—一般機械器具製造業

機用エンジンを製造する事業所は中分類36 [3652] に分類される。

○ガソリン機関製造業；石油機関製造業；ディーゼル機関製造業；ガス機関製造業

×自動車用内燃機関製造業 [3613]；二輪自動車用内燃機関製造業 [3613]；船用内燃機関製造業 [3644]；航空機用内燃機関製造業 [3652]

### 3419 他に分類されない原動機製造業

主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

おもな製品は、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関などである。

○圧力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業（水力タービンを除く）；特殊車両エンジン製造業

×蒸気かん（缶）製造業 [3343]

### 342 農業用機械製造業（農器具を除く）

#### 3421 農業用機械製造業（農器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械（トラクタを除く）を製造する事業所をいう。

主として農業用手道具を製造する事業所は中分類33 [3327] に分類される。

○農耕用機械製造業；動力耕うん機製造業；は種（播種）機械製造業；刈取機械製造業；碎土機製造業；噴霧機および散粉機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業；わら加工用機械製造業；飼料および穀物乾燥機製造業；ふ卵（孵卵）装置製造業；育すう（育雛）装置製造業；ガーデントラクタ製造業

×農器具製造業 [3327]；トラクタ製造業 [3432]；集材機械製造業 [3469]

### 343 建設機械、鉱山機械製造業（建設用、農業用、運搬用トラクタを含む）

#### 3431 建設機械、鉱山機械製造業

主としてしゅんせつ（浚渫）、発掘、道路および航空港建設ならびに油井および井戸の掘削などの土木建設および鉱山業に使用される重機械器具ならびに鉱山および一般産業に使用される破碎機、ま碎機および選別機を製造する事業所をいう。

○建設機械および装置、部分品、付属品製造業；鉱山機械および装置、部分品、付属品製造業（ビット、スペード、スチールなど）；さく井機械製造業；エキスカベータ製造業；タンバーカ製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラ製造

### 中分類34—一般機械器具製造業

業; コンクリートミキサ製造業; ふるい分(篩分)機製造業; 破砕機製造業; 選別機製造業; 選鉱装置製造業

×クレーン製造業 [3474]; 炭車製造業 [3691]; ダンプトラック製造業 [3611]; 遠心分離機製造業 [3478]

#### 3432 トラクタ製造業

主として建設用、運搬用および農業用トラクタを製造する事業所をいう。

ただし、ガーデントラクタを製造する事業所は小分類342 [3421] に分類される。

○建設用トラクタ製造業; 運搬用トラクタ製造業; 農業用トラクタ製造業

×ガーデントラクタ製造業 [3421]

#### 344 金属加工機械製造業

##### 3441 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。

おもな製品は、旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、プローチ盤、研削盤、歯切および歯車仕上機械、形削盤、堅削盤、ホーニングおよびラップ盤、金切のこ盤などである。

○金属工作機械製造業; 工作機械再生業; 旋盤製造業; ボール盤製造業; フライス盤製造業; 研削盤製造業; 歯切盤製造業; 歯車仕上機械製造業

×鍛造機械製造業 [3442]; 金属プレス機械製造業 [3442]; 工作機械部分品、付属品製造業 [3443]; タップ、ダイス製造業 [3444]; 機械工具製造業 [3444]; 切削工具製造業 [3444]

##### 3442 金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)

主としてプレス、鍛造、屈曲、圧延、切断をおこなう機械を製造する事業所をいう。これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。

おもな製品は、圧延機械、線引機、製管機、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤフォーミングマシン、人力プレス、ガス溶接機などである。

主として電気溶接機を製造する事業所は中分類35 [3515] に分類され

## 中分類34—一般機械器具製造業

る。

- 圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；プレス機械製造業；せん断（剪断）機製造業；鍛造機製造業；ダイカスト機械製造業；ガス溶接機製造業  
×電気溶接機製造業〔3515〕

3443 金属工作機械用、金属加工機械用部分品、付属品製造業（機械工具、金型を除く）

主として金属工作機械ならびに金属加工機械用部分品および付属品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、(1)旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、その他の工作機械用部分品および付属品、(2)金属圧延用ロール、ダイピン類およびダイスプリングなどである。

- 金属工作機械部分品製造業；金属加工機械部分品製造業；金属圧延用ロール製造業

×治具製造業〔3444〕；金型製造業〔3496〕

3444 機械工具製造業（粉末や金業を除く）

主として動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などを製造する事業所をいう。

おもな製品は、(1)電動工具、空氣動工具、(2)プローチ、カッタ、バイト、ビット、ドレッサ、ドリル、リーマ、タップ、ダイス、ダイヤモンド工具、超硬工具、その他の切削工具、(3)アーバ、コレット、ソケット、その他の工具保持器などである。

主として手道具（動力付でないもの）を製造する事業所は中分類33〔3323〕に、超硬チップを製造する事業所は中分類33〔3353〕に分類される。

- 特殊鋼工具製造業；治具製造業；ダイヤモンド工具製造業；超硬工具製造業；切削工具製造業；動力付手持工具製造業（ドリル、びょう打ハンマグラインダなど）

×手道具製造業〔3323〕；工業用計量器製造業〔371〕；超硬チップ製造業〔3353〕

345 繊維機械製造業

3451 紡績機械製造業

主として繊維原料から糸を製造する機械を製造する事業所をいう。

## 中分類34—一般機械器具製造業

おもな製品は、紡績機械、蚕糸機械、紡績用準備機械などである。

- 綿、スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；紡績準備機械製造業；蚕糸機械製造業；纖維そりゅう（梳梳）機械製造業

### 3452 織機、編組機械製造業

主として編機、組機、織機、レース機械、刺しゅう機械、製網機械、製綱機械のような織物、編物製造機械を製造する事業所をいう。

主として毛糸手編機械を製造する事業所は小分類348〔3483〕に分類される。

- 綿織維製造業；絹、人絹織機製造業；麻、毛織機製造業；自動織機製造業；特殊織機（リボン、ビロード、じゅうたんなど）製造業；製ちゅう（製紐）機製造業；メリヤス機械製造業；製網機械製造業；製綱機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう（刺繡）機械製造業

- ✖金属織物用機械製造業〔3469〕；金網製造機械製造業〔3469〕；綱索機械製造業〔3469〕；毛糸手編機械製造業〔3483〕

### 3453 染色整理機械製造業

主として精練、染色、なっ染（捺染）、乾燥機械のような糸および織物の処理、仕上げ機械を製造する事業所をいう。

- 織維精練、漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；精練（織物）機械製造業；漂白（織物）機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業

### 3454 繊維機械部分品、取付具、付属品製造業

主として繊維機械の部分品、取付具および付属品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、紡績機械部分品、織物機械部分品、染色および整理機械部分品、スピンドル、針布、シャットル、ワイヤーベルト、ジャカード、おさ、木管、ドロッパ、チンローラ、フルテッドローラおよびリングなどである。

主としてミシン部分品の製造をおこなう事業所は小分類348〔3482〕に分類される。

- 紡績機械部分品製造業；織物機械部分品製造業；染色および整理機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャットル製造業；ジャカード製造業；

## 中分類34—一般機械器具製造業

おさ製造業；木管製造業；ドビー製造業

×ミシン部分品製造業〔3482〕；編み針製造業〔3954〕

### 346 特殊産業用機械製造業

#### 3461 食料品加工機械製造業

主として食料品加工機械を製造する事業所をいう。

おもな製品は、パン製造機械および装置（パン切り機械、巻付機械、混合機），かん詰機械、チョコレートおよび製菓機械、酪農品製造機械および装置、牛乳処理機械および装置、アイスクリーム製造機械、ミルクギョウ結蒸留機械および関連装置、精米機械、製粉機械、製糖機械、コーヒーあぶり機械、コーヒー粉砕機械、食料切削機械、粉砕機械、混合機械、切断機械、南京豆ぱい焼機械、はじきとうもろこし製造機械ならびにその部分品、付属品などである。

主として冷凍機械を製造する事業所は小分類348〔3484〕に分類される。

○精穀機械および装置製造業；製粉機械製造業；製めん（製麵）機械製造業；搾油機械製造業；かん詰、びん詰機械製造業；水産加工機械製造業；畜産加工機械製造業；酪農製品製造機械および装置製造業；アイスクリーム製造機械および装置製造業；菓子製造機械および装置製造業；食料品加工機械部分品および付属品製造業；牛乳および乳製品加工機械製造業

×冷凍機製造業〔3484〕

#### 3462 木工機械製造業

主として製材所、製板所、箱および家具製造業者の用いる機械、木型製造業者、合板製造業者、繊維板製造業者の用いる木工機械、家庭用、商業用の木工機械および運搬が容易な電動式木工機械を製造する事業所をいう。

主としてかんな、おの（斧）、小刀、手引のこぎりおよびのこ刃の製造をおこなうものは中分類33〔3323、3326〕に分類される。

○製材機械製造業；目立機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かんな製造業；繊維機械製造業

×木工手道具製造業〔3323〕；手引のこぎり、のこ刃製造業〔3326〕

## 中分類34—一般機械器具製造業

### 3463 パルプ装置、製紙機械製造業

主として紙、パルプおよび板紙製造に用いる機械を製造する事業所をいう。

主として印刷、製本業用の機械を製造する事業所は細分類3464に分類される。

- パルプ製造機械および装置製造業；製紙機械および装置製造業
- ×印刷、製本機械製造業 [3464]

### 3464 印刷、製本、紙工機械製造業

主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械を製造する事業所をいう。

- 印刷機械および装置製造業（事務用を除く）；石版印刷機械および装置製造業；亜鉛版印刷機械製造業；製本機械および装置製造業；植字機および装置製造業；活字鋳造機製造業；電気版機械製造業；印刷用ローラ製造業
- ×染色機械製造業 [3453]；事務用印刷機械製造業 [3481]；活字製造業 [2592]

### 3465 鋳造装置製造業

主として鋳造装置を製造する事業所をいう。

主としてダイカスト機械を製造する事業所は小分類344 [3442] に分類される。

- 鋳造装置製造業
- ×ダイカスト機械製造業 [3442]

### 3466 プラスチック加工機械、同付属装置製造業

主としてプラスチック加工機械、同付属装置を製造する事業所をいう。

主として混練混合機を製造する事業所は小分類347 [3478] に分類される。

- 圧縮成形機製造業；射出成形機製造業；押出成形機製造業；中空成形機製造業；カレンダ製造業；真空成形機製造業；合成樹脂用溶接機および応用装置製造業；その他の合成樹脂加工機械（タブレットマシン、ペレット装置、グラニュレータ、ゴーティング機など）製造業
- ×混合機製造業 [3478]；インテングミキサ製造業 [3478]；ニーダ製造業 [3478]；プレンダ製造業 [3478]

## 中分類34—一般機械器具製造業

### 3469 その他の特殊産業用機械製造業

主として他に分類されない特殊な産業用機械を製造する事業所をいう。

おもな製品は、縫綿機、帽子製造機、白熱電球製造装置、かわ（革）処理機、たばこ製造機械、ゴム製品製造機械、製か（製靴）機械、石工機械などである。

○縫綿機械製造業；帽子製造機械製造業；皮革処理機械製造業；ゴム製品製造機械製造業；たばこ製造機械製造業；製か（製靴）機械製造業；石工機械製造業；アンプル充てん機械製造業；製びん（製瓶）機械製造業；鉛筆製造機械製造業；産業用銃製造業；捕鯨砲製造業；集材機械製造業；金網製造機械製造業；  
×ミシン製造業〔3482〕；菓子製造機械製造業〔3461〕；プラスチック加工機械製造業〔3466〕

### 347 一般産業用機械、装置製造業

#### 3471 ポンプ、同装置製造業

主として家庭ポンプを含む一般産業用ポンプおよびポンプ装置を製造する事業所をいう。

主としてガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は中分類37〔3712〕に、主として油圧ポンプを製造する事業所は細分類3477に分類される。

○手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業；消防用動力ポンプ製造業  
×ガソリンスタンド用計量ポンプ製造業〔3712〕；航空原動機用ポンプ製造業〔3652〕；油圧ポンプ製造業〔3477〕

#### 3472 空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機製造業

主として空気およびガス圧縮機、送風機ならびに排風機を製造する事業所をいう。

主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は小分類348〔3484〕に分類される。

○圧縮機製造業；吹付機械製造業；ふいご製造業；送風機製造業；排風機製造業；真空ポンプ製造業  
×冷凍機製造業〔3484〕；空気調節装置製造業〔3484〕

## 中分類34—一般機械器具製造業

### 3473 エレベータ、エスカレータ製造業

主として旅客または貨物用エレベーター、エスカレーターなどを製造する事業所をいう。

主として商工業用コンベヤ装置を製造する事業所は細分類3474に分類される。

○エレベータ製造業（旅客または貨物用のもの）；エスカレータ製造業

×コンベヤ製造業 [3474]

### 3474 荷役運搬設備製造業

主として工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤおよび荷役運搬設備を製造する事業所をいう。

主としてエレベータおよびエスカレータを製造する事業所は細分類3473に分類される。

○コンベヤ製造業；ローラーコンベヤ製造業；クレーン製造業；貨物取扱装置製造業；巻上機製造業

×エレベータ製造業 [3473]；エスカレータ製造業 [3473]

### 3475 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）

主として鎖伝導、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形シャフト、軸受、玉、およびころ軸受を除く）を製造する事業所をいう。

ただし、上記の部分品で自動車の機械的動力伝導装置の製造をおこなうものは中分類36 [3613] に、玉およびころ軸受の製造をおこなうものは小分類349 [3494] に分類される。

○歯車製造業（プラスチック製を含む）；軸、軸受け（頭）類製造業；平軸受、平軸受部分品製造業；ベルト調車製造業；軸受製造業（玉およびころ軸受以外のもの）；動力伝導用鎖（機械用、自転車用、オートバイ用）製造業

×軸受製造業（玉およびころ軸受を製造するもの）[3494]；変速機製造業（自動車用のもの）[3613]

### 3476 工業窯炉製造業

主として電気、石炭、ガス、油およびその他の燃料を使用する工業窯炉を製造する事業所をいう。

ただし、窯炉用の電熱装置を製造する事業所は中分類35 [3519] に分

## 中分類34—一般機械器具製造業

類される。

- 煙炉製造業（工業用のもの）
- × 煙炉用電熱装置製造業〔3519〕

### 3477 油圧機器製造業

主として油圧により作動させる油圧回路を構成するポンプ、モータ、バルブ、シリングなどの油圧機器を製造する事業所をいう。

- 油圧ポンプ製造業；油圧用アキュムレータ製造業；油圧フィルタ製造業

### 3478 化学機械、同装置製造業

主として一般化学製品製造工場などで使用される機械および装置を製造する事業所をいう。

おもな製品は、分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽（槽）、乾燥機器、焼成機などである。

主として醸造機械および搾油機械を製造する事業所は小分類346〔3461〕に、赤外線乾燥装置を製造する事業所は中分類35〔3519〕に、高周波加熱装置を製造する事業所は中分類35〔3559〕に分類される。

- 化学機械、同装置製造業；熱交換器製造業；遠心分離機製造業；混合機製造業；インテンギミキサ製造業；ニード製造業；ブレンダ製造業
- × 醸造用機械製造業〔3461〕；搾油機械製造業〔3461〕；赤外線乾燥装置製造業〔3519〕；高周波加熱装置製造業〔3559〕；コンクリートミキサ製造業〔3431〕

### 3479 その他の一般産業用機械、装置製造業

主として他に分類されない一般産業用の機械および装置を製造する事業所をいう。

- 潜水装置製造業；潤滑装置製造業；包装およびこん包（梱包）機械製造業；自動車用代燃装置製造業
- × ふいご製造業〔3472〕；捕鯨砲製造業〔3469〕；消火器製造業〔3491〕

### 3480 事務用、サービス用、民生用機械器具製造業

#### 3481 事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具を製造する事業所をいう。

おもな製品は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、

### 中分類34—一般機械器具製造業

連絡機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

ただし、主として電子計算機（プログラム内蔵方式に限る）を製造する事業所は中分類35〔3552〕に分類される。

○事務用機械器具製造業；事務用印刷機械製造業；電子式卓上計算機製造業；電子会計機製造業；分類機、検孔機などのカード式関係機器製造業

×電子計算機（プログラム内蔵方式に限る）〔3552〕；謄写版製造業〔3949〕；計算尺製造業〔3949〕；製図器製造業〔3949〕；そろばん製造業〔3949〕

#### 3482 ミシン製造業

主としてミシン（工業用ミシンを含む）を製造する事業所をいう。

○ミシン製造業；工業用ミシン製造業；工業用ミシン組立業；ミシン部分品製造業（テーブル除く）

×ミシンテーブル製造業〔2311〕；ミシン針製造業〔3954〕

#### 3483 毛糸手編機械製造業

主として毛糸手編機械を製造する事業所をいう。

○毛糸手編機械製造業；毛糸手編機械付属品製造業

#### 3484 冷凍機、温湿調整装置製造業

主として工業用および商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍ちゃん列箱および温湿調整装置（ウインドタイプエアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。

主として氷を用いる冷蔵庫を製造する事業所は中分類23〔2311〕に、ウインドタイプエアコンディショナ、電気冷蔵庫を製造する事業所は中分類35〔3521〕に分類される。

○冷凍機製造業；製氷装置製造業；冷蔵装置製造業；工業用温湿調整装置製造業；パッケージタイプエアコンディショナ製造業

×電気冷蔵庫〔3521〕；ウインドタイプエアコンディショナ製造業〔3521〕；冷蔵庫製造業（氷を用いるもの）〔2311〕

#### 3489 他に分類されない事務用、サービス用、民生用機械器具製造業

主として事務用、サービス用、または民生用で他に分類されない機械

### 中分類34—一般機械器具製造業

および装置を製造する事業所をいう。

おもな製品は、営業用洗たく機、ドライクリーニング機、プレス機などである。

主として民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類35〔3521〕に分類される。

○営業用洗たく機製造業；娯楽機械製造業

×家庭用電気洗たく機製造業〔3521〕；真空掃じ機製造業〔3521〕；電気こんろ製造業〔3521〕；計量ポンプ製造業〔3712〕

#### 349 その他の機械、機械部分品製造業

##### 3491 消火器具、消防装置製造業

主として消火器、消防装置の製造および消防自動車のぎ装（儀装）に従事する事業所をいう。

おもな製品は、送水式動力消火装置、ほうまつ発生式動力消火装置、散水式動力消火装置および消火器である。

○消火器製造業；消防装置製造業；消防自動車ぎ装業

×消防用自動車製造業〔3611〕；消防用動力ポンプ製造業〔3471〕

##### 3492 斧、同付属品製造業

主としてパイプおよび配管用、液体およびガス調節用のパイプ、機械のバルブおよびその部分品、付属品を製造する事業所をいう。

鉛管用ノズル、せん（栓）および類似の配管用品を製造する事業所は中分類33〔3331〕に分類される。

○バルブ製造業；蒸気管バルブ製造業；コック製造業

×ノズル製造業〔3331〕

##### 3493 パイプ加工、パイプ付属品加工業

主として購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ作業をおこないしくはパイプ付属品を取り付けたりする作業に従事する事業所をいう。

○異形管製造業（購入管によるもの）；パイプ加工業（購入パイプによるもの）

## 中分類34—一般機械器具製造業

### 3494 玉軸受，ころ軸受製造業

主として玉およびころ軸受ならびにその部分品を製造する事業所をいう。

主として玉およびころ軸受以外の軸受の製造をおこなうものは小分類347 [3475] に分類される。

○ころ軸受および部分品製造業；玉軸受および部分品製造業；プラスチック製軸受製造業

×軸受製造業（ころおよび玉軸受を除く）[3475]

### 3495 ピストンリング製造業

主としてピストンリングを製造する事業所をいう。

○ピストンリング製造業

### 3496 金型，同部分品および付属品製造業

主として金属，非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用，鍛造用，粉末や金用，鋳造用，ダイカスト用，プラスチック用，ゴム用，ガラス用，窯業用など），部品（ガイドピンなど）および付属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。

○金属製品用金型製造業；非金属製品用金型製造業；金型部分品および付属品製造業

### 3499 各種機械，同部分品製造修理業（注文製造，修理）

主として自己または他人の所有する材料を機械処理して，多種類の機械および部分品の製造加工および修理に従事する事業所をいう。

これらの事業所は一般に貢加工または請負加工などをおこなうものであり，金属工作機械および他の動力付金属加工機械を据えつけ，多種多様の機械および部分品の製造加工と修理とをおこなうものである。

これらの事業所はその業態に特徴があって，製造と修理とを分離しないので，製品によって分類する一般的の分類方法とは別に，修理活動をも含めて本項目を設けこれらの事業所をここに分類することにした。

ただし，修理のためにほとんど金属工作機械および他の動力付金属加工機械などは使用しないで機械の修理をおこなう事業所は大分類Lサービス業 [8311, 8312] に分類される。

### 中分類34—一般機械器具製造業

○機械、部品製造修理業（おもな製品が定まらぬもの）；取付具製造請負業（おもな製品が定まらないもの）；各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理をおこなうもの）

×機械修理業（修理を専業とするもの）[8311]；電気機械器具修理業（修理を専業とするもの）[8312]